

湯沢市国民保護計画

資料編

令和7年2月
秋田県湯沢市

目 次

第1	実施体制に関する資料	1
1	県及び関係機関等連絡先等一覧	1
(1)	県	1
(2)	近隣市町村	1
(3)	近隣消防機関	1
(4)	関係指定地方行政機関	2
(5)	自衛隊	2
2	医療体制に関する資料	3
(1)	二次医療圏域別病院数等	3
(2)	関係機関が保有する救急自動車・患者搬送用自動車数	3
(3)	消防本部が保有する救急自動車及び救急隊員	3
3	交通規制に関する資料	4
(1)	通行の禁止又は制限についての標示	4
(2)	緊急通行車両の確認事務処理要領	4
4	赤十字標章等の特殊標章等に関する資料	10
(1)	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関する ガイドライン	10
5	湯沢市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	24
第2	避難・退避に関する資料	35
1	周辺輸送網に関する資料	35
(1)	高速道路	35
(2)	国道	35
(3)	主要地方道	36
(4)	一般県道	37
(5)	鉄道	39
第3	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する 資料	40
1	生活関連等施設の安全確保に関する資料	40
(1)	生活関連等施設の概況	40
2	消防に関する資料	41
(1)	近隣消防本部が保有する救助活動用資機材	41
3	廃棄物の処理に関する資料	43
(1)	近隣保健所別一般廃棄物処分場一覧	43
(2)	近隣市町村別し尿収集運搬機材	45
(3)	近隣市町村別ごみ収集運搬機材	45
(4)	近隣保健所別産業廃棄物処分場数	46

4	文化財の保護に関する資料（湯沢市所在文化財一覧）	46
(1)	国指定・県指定等文化財一覧	46
5	被災情報に関する資料	52
(1)	火災・災害等即報要領	52
第4	救援に関する資料	75
1	救援の原則に関する資料	75
(1)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準	75
(2)	秋田県災害救助物資備蓄一覧	84
2	収容施設の供与に関する資料	86
(1)	指定避難施設一覧	86
(2)	福祉避難所候補施設の概況	89
(3)	宿泊施設の概況	89
3	食品の供与及び飲料水の供給に関する資料	89
(1)	近隣市町村別学校給食施設の概況	89
(2)	近隣市町村別水道施設の概況	89
(3)	近隣市町村が保有する給水機材一覧	90
4	埋葬・火葬に関する資料	90
(1)	近隣市町村別火葬場一覧	90
(2)	近隣市町村が設置する墓地	90
第5	安否情報に関する資料	91
1	安否情報の収集・提供に関する資料	91
(1)	「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について（平成18年4月3日消防国第13号消防庁国民保護・防災部長通知）	91
(2)	「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成27年9月16日総務省令第76号）	92

第 1 実施体制に関する資料

1 県及び関係機関等連絡先等一覧

(1) 県

部局名等	課室名	所在地	電話	F A X
総務部	総合防災課	秋田市山王 3 - 1 - 1	018-860-4563	018-824-1190
雄勝地域振興局		湯沢市千石町 2 - 1 - 1 0		
総務企画部	地域企画課		73-8191	72-5057
福祉環境部	企画福祉課		73-6155	73-6156
農林部	農業振興普及課		73-5180	72-6897
建設部	企画・建設課		73-6164	73-4206
	皆瀬・板戸ダム 管理事務所	湯沢市皆瀬字小貝淵 1 1 - 2	46-2100	
秋田県警察本部		秋田市山王 4 - 1 - 5	018-863-1111	
湯沢警察署		湯沢市千石町 1 - 3 - 5	73-2127	73-2127
	湯沢北交番	湯沢市杉沢字戸石崎 9	73-4029	
	須川駐在所	湯沢市相川字須川 7 1 - 4	79-2345	
	稲川交番	湯沢市川連町字大関下 6 - 3	42-2010	
	雄勝交番	湯沢市横堀字白銀町 1 3	52-2310	
	秋ノ宮駐在所	湯沢市秋ノ宮字山岸 2 9 - 4	55-2103	
	皆瀬駐在所	湯沢市皆瀬字板戸 1 2 1	46-2200	
秋田県教育委員会		秋田市山王 4 - 1 - 1	018-860-5111	018-860-5851

(2) 近隣市町村

市町村名等	担当部・課名	所在地	電話	F A X
羽後町	生活環境課	羽後町西馬音内字中野 1 7 7	62-2111	62-2120
東成瀬村	民生課	東成瀬村田子内字仙人下 3 0 - 1	0182-47-3404	0182-47-3360
横手市	総務企画部危機管理課	横手市条里 1 - 1 - 1	0182-35-2195	0182-33-1300
由利本荘市	総務部危機管理課	由利本荘市尾崎 1 7	0184-24-6238	0184-23-8191

(3) 近隣消防機関

消防本部名	所在地	電話	F A X
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	湯沢市表町 3 - 3 - 1 4	73-3152	0183-73-0734
同 消防署	〃	73-3151	〃
同 稲川分署	湯沢市川連町字上平城 2 - 1	42-2330	42-4824
同 雄勝分署	湯沢市上寺沢字中川原 1 - 2	52-3080	52-2267
同 皆瀬分署	湯沢市皆瀬字沢梨台 5 3 - 5	46-2101	46-2811
同 羽後分署	羽後町西馬音内堀回字元城 1 1 2 - 5	62-0119	62-0120
同 東成瀬分署	東成瀬村田子内字仙人下 3 0 - 1	0182-47-2189	0182-47-2235
横手市消防本部	横手市条里 1 - 1 - 1	0182-32-1111	0182-33-1300
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	大曲市大曲栄町 1 3 - 4 7	0187-63-0150	0187-62-3493

(4) 関係指定地方行政機関

機関名	所在地	電話	F A X
警察庁東北管区警察局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-7181	
財務省東北財務局秋田財務事務所	秋田市山王 7-1-4	018-862-4191	018-864-1765
厚生労働省東北厚生局	仙台市青葉区花京院 1-1-20 (花京院スクエア 21F)	022-726-9260	
農林水産省東北農政局 秋田県拠点	秋田市山王 7-1-5	018-862-5611	018-862-5689
農林水産省林野庁東北森林管理局	秋田市中通 5-9-16	018-836-2093	018-836-2031
経済産業省東北経済産業局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111	
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	湯沢市関口字上寺沢 64-2	73-3174	73-3179
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 湯沢国道維持出張所	湯沢市愛宕町 5-1-3	72-1661	
国土交通省気象庁仙台管区气象台 秋田地方气象台	秋田市山王 7-1-4 (秋田第二合同庁舎)	018-864-3955	
総務省東北総合通信局	仙台市青葉区本町 3-2-23 (仙台第二合同庁舎内)	022-221-0604	
厚生労働省秋田労働局	秋田市山王 7-1-3	018-862-6681	018-863-4493
国土交通省東北運輸局 秋田運輸支局	秋田市泉字登木 74-3	018-863-5811	
農林水産省林野庁東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署	湯沢市田町 2-6-38	73-2164	

(5) 自衛隊

機関名	所在地	電話	F A X
陸上自衛隊第 2 1 普通科連隊	秋田市寺内字将軍野 1	018-845-0125	018-845-0125
航空自衛隊秋田救難隊	秋田市雄和椿川字山籠	018-886-3320	018-886-3321
航空自衛隊第 3 3 警戒隊	男鹿市男鹿中滝川	0185-33-3030	0185-33-3030
自衛隊秋田地方協力本部	秋田市山王 4-3-34	018-823-5404	

2 医療体制に関する資料

(1) 二次医療圏域別病院数等

(病床機能報告(令和5年度)秋田県ホームページより)

(横手興生病院・佐藤病院:(令和6年4月1日現在)秋田県病院協会ホームページより)

二次医療圏域名	市町村名	病院名	病床数	所在地	電話・FAX
横手・平鹿	横手市	市立横手病院	225	横手市根岸町5-31	0182-32-5001 0182-36-1782
		市立大森病院	150	横手市大森町字管生田24 5-205	0182-26-2141 0182-26-2974
		平鹿総合病院	558	横手市前郷字八ツ口3-1	0182-32-5121 0182-33-3200
		横手興生病院	254	横手市根岸町8-21	0182-32-2071 0182-32-1669
湯沢・雄勝	湯沢市	雄勝中央病院	362	山田字勇ヶ岡25	73-5000 73-3749
		佐藤病院	170	字中屋敷75	73-3195 73-3197
	羽後町	町立羽後病院	113	羽後町西馬音内字大戸道4 4-5	62-1111 62-4110

(2) 関係機関が保有する救急自動車・患者搬送用自動車数

(令和6年4月1日現在)

二次医療圏域名	医療機関保有			市町村保有	
	救急自動車	患者搬送用自動車		患者搬送用自動車	
	台数	台数	搬送定員	台数	搬送定員
湯沢・雄勝		9	101	1	29

(3) 消防本部が保有する救急自動車及び救急隊員

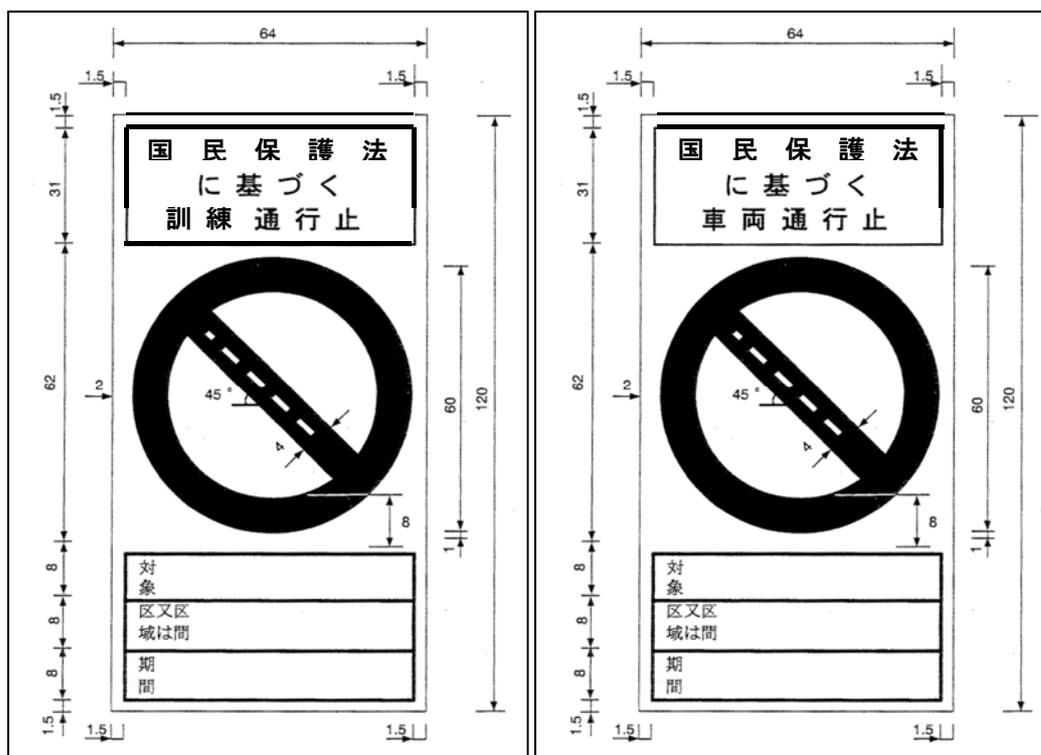
(令和6年年4月1日現在)

	救急自動車			救急隊員数			
	高規格	普通型	計	専任	兼任	計	計のうち 救急救命士数
湯沢雄勝広域市町村圏組合	7	0	7	107	32	139	38

3 交通規制に関する資料

(1) 通行の禁止又は制限についての標示

- ①国民保護法第42条第2項関係 ②国民保護法第155条第1項関係



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 緊急通行車両の確認事務処理要領

- ① 秋田県が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について
災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

ア 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

イ 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (イ) 消防・水防その他応急措置に関するもの
- (ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの
- (オ) 施設及び設備の応急復旧に関するもの
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、

県における確認は次のとおりである。

- (ア) 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、合防災課が行う。
上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により、事前に確認することができる。
- (イ) ア以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

エ 確認事務処理

(ア) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は別紙様式1「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式4「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

(イ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式2「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式3「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(ウ) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確

認申請受理簿の様式により、県知事（総合防災課防災班）に報告すること。

オ 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。又保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

② 秋田県公安委員会が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、公安委員会が行う緊急通行車両の確認は次の事務手続により行うものとする。

ア 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が必要と認めて確認した車両をいう。

イ 確認対象車両

災害対策基本法第76条に規定する緊急通行車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両をいう。

(ア) 警報の発令及び伝達、並びに避難の勧告、又は指示に従事するもの。

(イ) 消防、水防、その他応急措置に従事するもの

(ウ) 被害者の救護、救助、その他保護に従事するもの

(エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に従事するもの

(オ) 施設及び設備の応急復旧に従事するもの

(カ) 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの

(キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの

(ク) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止、又は拡大防止のための措置に従事するもの

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うことになっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。

(ア) 事務担当

緊急通行車両確認の事務処理は、各警察書の交通課（地域交通課）において行うこと。

(イ) 申請受理

緊急通行車両の申出は、別添様式第1号「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その際に、車両の使用目的、使用目的、輸送

日時、輸送経路等を慎重に審査して確認に努め、別添様式第4号「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにしておくこと。

(ウ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは、当該車両の使用者に対し、別添様式第2号「緊急通行車両確認証明書」及び別添様式第3号「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(エ) 報 告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度様式第4号の「確認申請受理簿」の様式により警備第二課警備実施係に報告すること。

(オ) 留意事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて保管し、いつでも申請を受理できるような適正な保管管理に留意すること。

(カ) その他

緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部においても行うことができる。

(様式1)

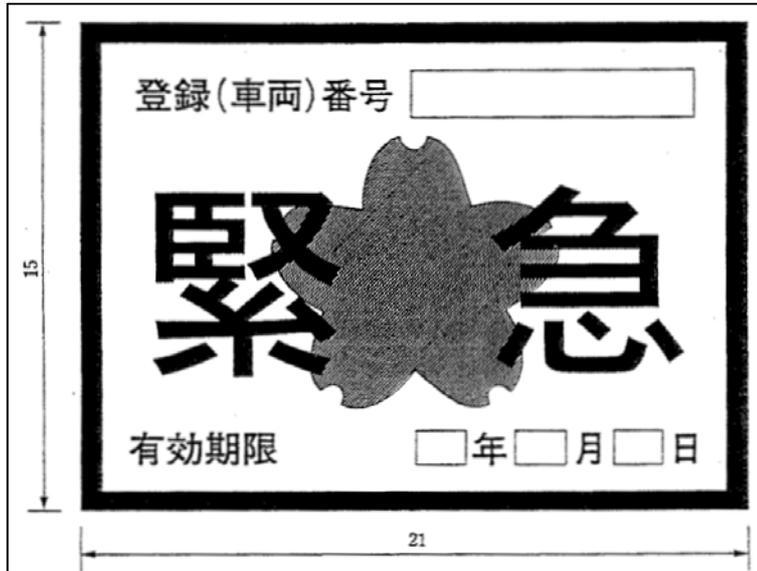
年 月 日		
秋 田 県 知 事 殿 秋 田 県 公 安 委 員 会		
申請者住所 氏 名 企業の名称		
緊急通行車両確認申請書		
つぎのとおり緊急輸送を行いたいので確認の上証明書を交付してください。		
車 両 番 号		
輸送人員または品名		
使用者の住所、氏名		
輸 送 日 時	月 日 出 発	月 日 時 到 着 予 定
輸 送 経 路	出 発 地	主 要 経 路
		目 的 地

(様式2)

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 ㊟ 公 安 委 員 会 ㊟	
番号表に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあつて は、輸送人員又は品名			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(様式3)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(様式4)

緊急通行車両確認申請受理簿

受付 年月日	受付 番号	確認 番号	申請者		輸送 目的	車両 番号	期 間	輸送 経路
			住所	氏名				

4 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成17年8月2日

赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の億種信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2（1）（②（ウ）を除く。）において同じ。）をいう。以下2において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該と指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア) から (ウ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収用、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第 85 条第 1 項の医療の実施の要請、同条第 2 項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第 80 条第 1 項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) ① (ア) から (ウ) まで及び② (ア) から (ウ) までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市。（2）(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者。
- (オ) (ア) から (エ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・ 赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
- (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下 (イ) において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例が、別紙の様式 1 のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要がある。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

（3）赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、全て白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下（3）及び（7）において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C - 0、M - 100、Y - 100、K - 0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを防げるものではない。

〔図1〕



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は証明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際はできる限り赤十字等の標章を防止及び衣服につけるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発行信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形状のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - （ア）赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - （イ）できる限り耐久性のあるものであること
 - （ウ）日本語及び英語で書かれていること
 - （エ）氏名及び生年月日が記載されていること
 - （オ）所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - （カ）所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとする

が、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差支えない。

(キ) 許可権者の印章（工員）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。

(ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。

なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる機関等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定機関等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲｈ式）が記載されていること。

- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている機関及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。

- ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その機関等を勘案し、許可権者が決定することとなる。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。

(ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等がもっぱら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防長、文部科学省〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法」という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い。特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③（ア）及び⑤（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について強直する者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

④ 市長村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤（ア）及び⑥（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について

て協力する者

⑤ 消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該消防庁が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
- (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
- (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

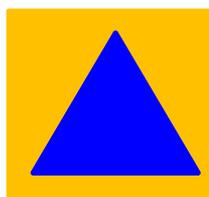
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

（3）特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりある。
 - （ア）青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - （イ）三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - （ウ）三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C - 0、M - 36、Y - 100、K - 0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C - 100、M - 100、Y - 0、K - 0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、地のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図 2]



- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・ 対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を防止及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・ 身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受け取る権利を有するかが記載されていること。
なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載され

ていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付などする場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる機関等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定機関等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲｈ式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該標章等をえお他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努める。

・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらす恐れがあることに鑑み、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]	(別紙)	
赤十字 標章等に係る 交 付 申 請 書 特 殊 使用許可		
年 月 日		
(許 可 権 者) 様		
私は、国民保護法157条又は158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。		
氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日 (西暦) 年 月 日	
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 写 真 縦4×3cm <small>(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)</small> </td> </tr> </table>	写 真 縦4×3cm <small>(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)</small>
写 真 縦4×3cm <small>(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)</small>		
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：_____ cm 目の色：_____ 頭髪の色：_____ 血液型：_____		
表彰を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 <small>(表彰又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)</small> _____ _____		
(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号 _____ 交付等の年月日 _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____		
[様式 2]		

表面

(この証明書を交付等
する許可権者の名を記
載するための余白)

身分証明書
IDENTITY CARD

自衛隊の衛生要員等以外 常時の 医療関係者用
臨時の

PERMANENT
for civilian medical personnd
TEMPORARY

氏名/Name _____
生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。
The holder of this card is protecterd by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capa city as

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. Of Card _____
許可権者の署名/Signatuer of issuing authority _____

有効期間の満了日/Daty of expirv _____

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signatuer of holder	

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

[様式 4]

表面

(この証明書を交付等
する許可権者の名を記
載するための余白)



身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnd



氏名/Name _____

生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。
The holder of this card is protecterd by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capa city as

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. Of Card _____
許可権者の署名/Signatuer of issuing authority _____

有効期間の満了日/Daty of expiry _____

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signatuer of holder	

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

5 湯沢市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、湯沢市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を

する者

(交付の手續)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合には、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。

また、身分証明書の記載事項に異動があつた場合も同様とする。

- 2 前項に規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

（保管）

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければ

ばならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会をとらえ、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

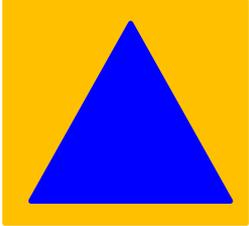
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 湯沢における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	標 示		形 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形</p> <p>②三角形の一の核が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の緑に接していない。</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲載又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		<p>※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：湯沢市 1）</p>
	航空機の両側面に表示		

別紙（第2条関係）

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnd</p>		
<p>氏名/Name _____</p>		
<p>生年月日/Date of birth _____</p>		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protecterd by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capa city as</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. Of Card _____ 許可権者の署名/Signatuer of issuing authority _____</p>		
<p>有効期間の満了日/Daty of expiry _____</p>		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type _____ _____ _____</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signatuer of holder</p>	

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

別記様式 1 (第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

湯沢市長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____	生年月日 (西暦)
(ローマ字) _____	年 月 日
申請者の住所 住 所：〒 _____	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
電話番号 _____	
E-mail _____	
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身 長： _____ cm	眼の色： _____
頭髪の色： _____	血液型： _____

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等

許可権者使用欄
資 格： _____
証明書番号： _____ 交付等の年月日 _____
有効期間の満了日： _____
返 納 日： _____

別紙様式3（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

湯沢市長 殿	年 月 日
申請者 住 所	(電話)
氏 名	印
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式4（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

湯沢市長 殿		年 月 日
申請者 住 所		(電話)
氏 名		印
1 身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、急記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は記入しないこと。

第2 避難・退避に関する資料

1 周辺輸送網に関する資料

(1) 高速道路

路線名	起点～終点	延長 (km)
	最寄りのIC・JCT名	
東北中央自動車道	相馬市～横手市	268
	湯沢IC、十文字IC、横手IC	

(2) 国道（上段：路線指定区間、下段：路線供用区間）

番号	起点	終点	延長 (km)	自動車交通 不能区間 (km)	冬季閉鎖 区間 (km)
13	福島県福島市杉妻町 38番 [国道4号交点]	秋田市茨島2丁目5番 1 [国道7号交点]			
	湯沢市上院内矢ごめ 沢国有林82林班	秋田市茨島2丁目5番 1 [国道7号交点]	118.3	0.0	0.0
108	宮城県石巻市蛇田字 下中坪33番3 [国道45号交点]	由利本荘市水林366 番 [国道7号交点]			
	湯沢市秋の宮字役内 山国有林45班い小 班	由利本荘市一番堰14 6番1 [国道105号交点]	88.1	0.0	0.0
344	湯沢市字南新町27 [湯沢停車場線交 点]	山形県酒田市上安町1 丁目34番 [国道7号 交点]			
	秋田県内分は、国道13号と前線重用		24.3	0.0	0.0
398	宮城県石巻市 [国道45号交点]	由利本荘市水林366 番 [国道7号交点]			
	湯沢市皆瀬字小安奥 山国有林43林班へ 小班	由利本荘市東由利館合 字檀の下10番3 [国 道107号交点]	108.2	0.0	11.7

※自動車交通不能：幅員、曲線半径、勾配その他道路の状況により最大積載量4トンの普通貨物自動車が行き通れない区間。以下、(3) 主要地方道、(4) 一般県道の各表にお

いて同じ

(3) 主要地方道（上段：路線認定区間、下段：路線供用区間）

番号	路線名	起点	終点	延長 (km)	自動車交 通不能区 間 (km)	冬季閉 鎖区間 (km)
13	湯沢雄物川 大曲線	湯沢市表町4丁目471番 [国道13号交 点]	大仙市戸蒔字谷 地85番1	41.5	0.0	0.0
		湯沢市字沖鶴6 9番5 [国道398号 交点]	〃			
51	湯沢栗駒 公園線	湯沢市相川字須 川62番3 [国道13号交 点]	湯沢市皆瀬字長 塚長根3番2 [国道398号 交点]	25.8	0.0	0.0
		〃	〃			
73	雄勝金山線	湯沢市秋ノ宮字 桑沢28番地1 先 [国道108 号交点]	山形県金山町	10.0	6.0	0.0
		〃	湯沢市秋ノ宮字 役内山国有林6 5林班			

(4) 一般県道 (上段：路線認定区間、下段：路線供用区間)

番号	路線名	起点	終点	延長 (km)	自動車 交通不 能区間 (km)	冬季閉 鎖区間 (km)
108	川連 増田 平鹿線	湯沢市川連町字野村 1 1 番 1 [国道 3 9 8 号交点]	横手市平鹿町醍醐字 街道上 7 4 番 7 [国 道 1 3 号交点]			
		〃	〃	10.9	0.0	0.0
185	湯沢停 車場線	湯沢市表町 2 丁目 2 3 9 番 1	湯沢市柳町 2 丁目 7 3 番 1 [西松沢杉沢 線交点]			
		〃	〃	0.3	0.0	0.0
186	三関停 車場線	湯沢市上関字二ツ橋 3 2 番 3	湯沢市上関字新処 5 4 番 3 [国道 1 3 号 交点]			
		〃	〃	0.3	0.0	0.0
277	西松沢 杉沢 場線	湯沢市愛宕町 2 丁目 1 9 5 番 2 [国道 1 3 号交点]	湯沢市桜通り 1 2 番 2 [国道 1 3 号交点]			
		〃	〃	2.9	0.0	0.0
287	雄勝 湯沢線	湯沢市上院内字荒町 3 7 番 3 [国道 13 号 交点]	湯沢市材木町 2 丁目 1 5 8 番 8 [国道 1 3 号線交点]			
		〃	〃	19.9	5.4	0.0
279	稲庭 関口線	湯沢市稲庭町字岩城 2 6 番 [稲庭高松線 交点]	湯沢市関口字上寺沢 3 0 番 2 [国道 1 3 号交点]			
		〃	〃	11.5	2.8	0.0
282	仁郷 大湯線	雄勝郡東成瀬村椿川 字仁郷国有林 1 3 林 班ほ小班 [国道 3 4 2 号交 点]	湯沢市皆瀬字小安奥 山 4 3 林班へ小班 [国道 3 9 8 号交 点]			
		〃	〃	8.6	0.0	0.0

307	稲庭 高松線	湯沢市稲庭町字稲庭 80番1 [国道39 8号交点]	湯沢市高松字八乙女 157番1 [湯沢栗 駒公園線交点]			
		〃	〃	8.8	0.0	0.0
310	秋ノ宮 小安 温泉郷	湯沢市秋ノ宮字小杉 山113番4 [国道 398号交点]	湯沢市皆瀬字長瀬長 根3番2 [国道39 8号交点]			
		〃	湯沢市皆瀬字桁倉1 5番1地先 [湯沢栗 駒公園線交点]	23.6	0.0	0.0
311	羽後 雄勝線	雄勝郡羽後町字54 番 [国道108号交 点]	湯沢市小野字大沢田 312番			
		〃	湯沢市上関字横場6 6番6地先 [国道1 3号交点]	18.1	0.0	0.0
312	小安 温泉 椿川線	湯沢市皆瀬字長塚長 根3番2 [秋ノ宮小 安温泉線交点]	雄勝郡東成瀬村椿川 字草ノ台44番1 [国道342号交 点]			
		湯沢市皆瀬字寄合畑 31番1 [国道39 8号交点]	〃	21.9	0.0	0.0

(5) 鉄道（上表：旅客、下表：貨物）

事業者名	路線名	起点駅	終点駅	営業キロ (km)
		県内起点駅	県内終点駅	
東日本旅客鉄道株式会社	奥羽本線	福島	青森	484.5
		院内	陣場	222.1
	羽越本線	新潟	秋田	273.0
		小砂川	秋田	76.9
	北上線	北上	横手	61.1
		黒沢	横手	16.8

事業者名	路線名	起点駅	終点駅	営業キロ (km)
日本貨物鉄道株式会社	羽越本線	酒田	青森	286.8
	奥羽本線	秋田貨物	秋田港	5.3
	奥羽本線・北上線	秋田貨物	北上	135.1

第3 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する資料

1 生活関連等施設の安全確保に関する資料

(1) 生活関連等施設の概況

市内に所在する生活関連等施設の種類ごとの施設数

施行令番号	生活関連等施設の種類	施設数
1	発電所・変電所	
2	ガス発生設備・ガス精製設備・ガスホルダー	
3	取水施設・貯水施設・浄水施設・排水池	
4	鉄道施設・起動施設	
5	電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備	
6	国内放送を行う放送局の無線設備	
7	水域施設・係留施設	
8	滑走路等・旅客ターミナル施設・航空保安施設	
9	ダム（1級河川・2級河川のダム）	1
10-1	危険物取扱所（危険物質の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外貯蔵タンク、消防法第12条の7に基づき危険物統括保安管理者を定めなければならない事業所）	
10-2	毒劇物営業者・特定毒物研究者の取扱所、毒劇物を業務上取り扱う者の取扱所（販売業については1ヶ月間で毒物50tを販売した施設）	
10-3	火薬類の製造所・火薬庫	2
10-4	高圧ガス製造施設・貯蔵施設（第1種製造所、第2種貯蔵所）	2
10-5	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済核燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物処理施設	
10-6	核原料物質使用施設、精錬施設	
10-7	放射性同位元素使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	
10-8	毒薬劇薬の薬局、販売業、製造者	29
10-9	LNGタンク、発電機冷却用水素ポンペ、脱硝酸アンモニアタンク	

10 - 10	生物剤・毒素の取扱所、毒性物質の取扱所	
	(合計)	34

※施行令番号：国民保護法施行令第27条及び第28号の号番号を示す。

(例) 1 : 施行令第27条第1号に規定する施設

10-1 : 施行令第27条第10号及び同令第8条第1号に規定する施設

※施設の種類欄中の()部は、括弧内に示した基準により把握したことを示す。

2 消防に関する資料

(1) 近隣消防本部が保有する救助活動用資機材 (令和5年4月1日現在)

区分	名称	大曲 仙北	横手市	湯沢 雄勝	計
一般救 助用 器具	かぎ付きはしご	7	4	3	14
	三連はしご	22	11	10	43
	金属製折り畳みはしご又はワイヤーはしご	3	4	1	7
	空気式救助マット	3	1	1	5
	救命索発射銃	1	1	1	3
	サバイバースリング又は救助用縛帯	5	14	7	26
	平担架	2	9	1	12
重量物 排除用 器具	油圧ジャッキ	2	2	1	5
	油圧スプレッター	3	2	0	5
	可搬ウインチ	8	2	2	12
	マット型空気ジャッキ	3	2	1	6
	大型油圧スプレッター	4	3	1	8
切断用 器具	油圧切断機	5	1	0	6
	エンジンカッター	11	8	13	32
	ガス溶断機	2	1	0	3
	チェーンソー	19	11	11	41
	鉄線カッター	5	10	12	27
	空気鋸	2	2	1	5

	大型油圧切断機	4	2	1	7
	空気切断機	0	2	0	2
	コンクリート鉄筋切断用チェーンソー	0	1	0	1
破壊用器具	万能斧	36	31	18	95
	ハンマー	31	14	5	50
	携帯用コンクリート破壊器具	4	6	1	11
	削岩機	2	2	1	5
	ハンマドリル	3	1	1	5
測定用器具	可燃性ガス測定器	12	2	3	17
	有毒ガス測定器	12	3	3	18
	酸素濃度測定器	12	2	2	16
	放射性測定器	30	26	20	76

区分	名称	大曲仙北	横手市	湯沢雄勝	計
呼吸保護用器具	空気呼吸器	138	56	63	257
	空気補充用ボンベ	0	0	0	0
	酸素呼吸器	0	5	0	5
	簡易呼吸器	2	2	0	4
	防塵マスク	55	67	0	122
	送排風機	3	3	2	8
隊員保護用器具	帯電手袋	38	17	21	76
	帯電衣	12	6	4	22
	帯電ズボン	12	6	4	22
	帯電長靴	12	6	4	22
	防毒衣	18	39	25	82
	防塵メガネ	253	52	155	460
	携帯警報機	9	46	9	64
	耐熱服	2	2	2	6
	放射線防護服	0	2	0	2
水難救助用器具	救命胴衣	188	109	43	340
	救命浮環	4	38	9	51
	救命ボート	4	4	1	9

	船外機	4	1	1	6
山岳救助 用 他の救助 用 器具	登山器具	0	0	0	0
	バスケット型担架	10	4	3	17
	簡易画像探索機	2	1	1	4
	投光器	33	25	17	75
	携帯投光器	87	35	9	131
	携帯拡声器	51	26	31	108
	携帯無線機	67	27	30	124
	応急処置用セット	0	4	1	5
	車両移動器具	3	4	1	8
	緩降機	3	4	0	7
	ロープ登降器	10	4	2	16
	発電機	24	15	13	52

3 廃棄物の処理に関する資料

(1) 近隣保健所別一般廃棄物処分場一覧

① し尿

(平成4年度末 秋田県地域防災計画より)

保健所名	組合名	施設所在地	竣工年月	処理能力 (k l /日)	処理方式
大仙	仙北市	仙北市角館菌田 字古川 37-3	H 2 1 . 3	6 0	高負荷 脱窒素
	大仙美郷環 境事業組合	大仙市花館字大 戸下川原 3-24	S 6 1 . 2	1 8 2	標準脱 窒素
			H 2 . 3	7 0	標準脱 窒素
横手	横手市	横手市睦成字七 間川原 5 3 - 2	H 8 . 3	1 2 2	高負荷 脱窒素
		横手市雄物川町 矢神字堂ノ下 129	S 6 1 . 3	5 5	高負荷 酸化
湯沢	湯沢雄勝広 域市町村圏 組合	湯沢市関口字川 前 35-1	H 9 . 4	1 6 0	標準脱 窒素

②ごみ

(平成4年度末 秋田県地域防災計画より)

保健所名	事業主体	施設所在地	竣工年月	規模 (t/日)	方式
大仙	仙北市	仙北市角館菌田 字古川 37-3	H10. 3	51	准連
	大仙美郷環 境事業組合	大仙市花館字大 戸下川原 2-10	H14. 3	154	全連
横手	横手市	横手市柳町字中 村 126	H28. 3	95	全連
湯沢	湯沢雄勝広 域市町村圏 組合	湯沢市字中崎 109-1	H29. 4	74	全連

(2) 近隣市町村別し尿収集運搬機材

(令和4年度実績 秋田県地域防災計画より)

項目	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬者	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
		(t)		(t)		(t)		(t)		(t)		(t)
横手市									35	120		
湯沢市									25	83		
羽後町									6	19		
東成瀬村									11	56		

(3) 近隣市町村別ごみ収集運搬機材

(令和4年度実績 秋田県地域防災計画より)

項目	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬者	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
		(t)		(t)		(t)		(t)		(t)		(t)
横手市			4	14	78	174	8	88	116	295		
湯沢市					23	57	12	23	12	25	54	165
羽後町					18	52					171	497
東成瀬村					10	72						

(4) 近隣保健所別産業廃棄物処分場数

項目 保健所別	がれき類の 破碎施設		木くずの 破碎施設		産業廃棄物の 破碎施設		その他施設		最終 処分 場数
	施設 数	処理能 力合計 (t/ 日)	施設 数	処理能 力合計 (t/ 日)	施設 数	処理能 力合計 (t/ 日)	施設 数	備考	施設 数
大 仙	19	7,882	3	413	2	8	2	汚泥脱水、 廃プラ破碎	1
横 手	11	3,713	4	1,304	3	25	—	—	—
湯 沢	7	3,363	1	21	2	61	—	—	4

※廃棄物処理法に規定されている許可対象施設のうち、産業廃棄物処分業者が設置した施設及び公共関与施設を掲載

※最終処分場については、上記のうち、平成16年度に使用されていた施設を掲載

4 文化財保護に関する資料（湯沢市所在文化一覧）

(1) 国・県・市指定文化財一覧

【国指定文化財】

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
S 53. 9.18	史 跡	岩井堂洞窟	上院内字岩井堂外	湯 沢 市 外
T 13.12. 9	天然記念物	鯛状珪石および噴泉塔	秋ノ宮字役内山外	国(農林水産省)

【登録有形文化財】

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
H 8.12.20	建 造 物	両関酒造本館 外4棟	前 森 四 丁 目	両 関 酒 造 (株)
H 10.12.11	建 造 物	石孫本店内蔵 外4棟	岩 崎 字 岩 崎	(有) 石 孫 本 店
H 19.10.2	建 造 物	山内家住宅主屋 外6棟	吹 張 二 丁 目	個 人
H 31.3.29	建 造 物	四同舎(旧湯沢酒造会館)	前 森 一 丁 目	個 人
H 31.3.29	建 造 物	顧空庵	湯 ノ 原 一 丁 目	医療法人 恭和会

H 6 . 1 2 . 3	建 造 物	高橋家住宅主屋 外1棟	岩 崎 字 岩 崎	個 人
H 6 . 1 2 . 3	建 造 物	ヤマモ味噌醤油醸造元店舗兼主屋 外7棟	岩崎字岩崎	個 人

【県指定文化財】

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
S 50. 4. 10	建 造 物	旧雄勝郡会議事堂	北 荒 町	湯 沢 市
H 15. 3. 25	建 造 物	菅生橋	皆 瀬 字 下 菅 生	湯 沢 市
S 30. 1. 24	彫 刻	懸仏	稲庭町字小沢	個 人
”	彫 刻	懸仏	皆 瀬 字 白 沢	個 人
”	彫 刻	懸仏	稲庭町字下桃倉 稲庭町字高野	個 人 個 人
S 31. 5. 21	彫 刻	木造十一面自在観音	山 田 字 北 土 沢	土 沢 神 社
”	彫 刻	女神像	松 岡 字 聖 ヶ 沢	白 山 神 社
S 34. 1. 7	彫 刻	木造阿弥陀如来立像	下院内字新馬場	誓 願 寺
S 53. 2. 14	彫 刻	木造十一面観音菩薩立像	上 院 内 字 町 後	愛 宕 神 社
S 38. 2. 5	工 芸	刀装 銘出羽秋田住正阿弥伝兵衛作	秋ノ宮字小沢	個 人
S 60. 3. 15	古 文 書	佐竹南家日記	佐 竹 町	湯 沢 市
S 31. 5. 21	考 古 資 料	魚形文刻石	上 院 内 字 小 沢	湯 沢 市
H 23. 3. 22	考 古 資 料	東福寺村上出土土偶	高 松 字 上 地	湯 沢 市
”	考 古 資 料	鑑田遺跡出土土偶	秋田市金足嶋崎字後山	湯 沢 市
H 3. 3. 19	有形民俗文化財	旧山田八幡神社獅子頭1頭及び鉾1振	山 田 字 上 ノ 宿	個 人
S 34. 1. 7	史 跡	磨崖	横 堀 字 板 橋	熊 野 神 社
S 38. 2. 5	史 跡	一里塚	愛宕町二丁目	湯 沢 市
S48. 12. 11	史 跡	旧院内銀山跡	院内銀山町字下夕町 院内銀山町字上本町	湯 沢 市 外
S43. 10. 15	天然記念物	木地山のコケ沼湿原植物群落	皆 瀬 字 松 森	国(国土交通省)
H 28. 8. 30	天然記念物	川原毛の酸性変質帯	高松字高松沢国宥林	国(農林水産省)

【市指定文化財】

指定年月日	種 別	名 称	所在地	所有(管理)者
S 39. 3. 26	建 造 物	八幡神社社殿	字 内 舘 山	八 幡 神 社 氏 子
S 48. 12. 24	建 造 物	岩崎八幡神社本殿	岩 崎 字 千 年	岩崎八幡神社氏子
S 51. 5. 7	建 造 物	旧妙応山金剛院	相 川 字 外 ノ 目	個 人
H 16. 11. 30	建 造 物	旧院内尋常高等小学校及び校庭の石垣	下院内字田用橋	湯 沢 市
H 30. 8. 8	建 造 物	白山神社社殿	松 岡 字 聖 ヶ 沢	白 山 神 社

S 44. 12. 19	絵	画	光聚院肖像	佐竹町	湯沢市
〃	絵	画	佐竹義處肖像	佐竹町	湯沢市
〃	絵	画	長谷堂合戦図屏風	内町	個人
〃	絵	画	楊柳観音図	金谷字水尻	金谷町内会
S 52. 3. 30	絵	画	当麻曼荼羅	表町一丁目	浄土寺
H 8. 12. 24	絵	画	院内番所絵図	清水町二丁目	個人
H 16. 2. 12	絵	画	涅槃図	稲庭町字万田平	善龍寺
S 43. 12. 23	彫	刻	歓喜天尊神社及び旧広大寺伝来諸像並びに棟札類	湯ノ原一丁目	歓喜天尊神社
〃	彫	刻	三途川十王堂伝来諸像	高松字三途川	三途川集落
〃	彫	刻	伝千手観音菩薩立像	杉沢字野々沢山	杉沢町内会
S 46. 3. 15	彫	刻	木造不動明王像及び二童子立像	吹張一丁目	湯仙寺
S 47. 5. 29	彫	刻	弥勒大仏像	関口字関口	香川寺
H 7. 3. 1	彫	刻	木造聖観音菩薩立像	岩崎字桂沢	永巖寺
H 16. 2. 12	彫	刻	十一面観音坐像	三梨町字御嶽堂	桂菌寺
〃	彫	刻	六地藏立像	稲庭町字万田平	善龍寺
H 30. 8. 8	彫	刻	八幡大菩薩像御正躰	字内館山	八幡神社氏子
〃	彫	刻	石造仁王像	松岡字聖ヶ沢	坊中自治会
S 39. 3. 26	工	芸	横矧桶側胴具足	前森四丁目	個人
S 42. 5. 30	工	芸	松岡焼染付大皿	松岡字坊中	個人
〃	工	芸	佐竹南家使用の手水鉢	字内館町	個人
S 44. 12. 19	工	芸	紅葉狩図鐺	松岡字外堀	個人
S 48. 2. 12	工	芸	佐竹義睦拝領の鉢	下関	個人
S 51. 5. 7	工	芸	火縄銃二挺及び付属品一式	内町	個人
S 52. 3. 30	工	芸	大名行列御道具	前森四丁目外	個人、大名行列保存会
S 55. 2. 25	工	芸	松岡焼染付大皿	山田字川原	個人
S 56. 5. 22	工	芸	黒漆塗紺糸威五枚胴具足	内町	個人
S 59. 3. 13	工	芸	金燈籠	院内銀山町字上本町	金山神社
S 59. 3. 13	工	芸	五本骨扇紋付水引幕	院内銀山町字上本町	金山神社
H 17. 2. 17	工	芸	日吉神社厨子	川連町字下山王	日吉神社
S 41. 6. 3	書跡・典籍		解体新書	字内館町	個人
S 47. 5. 29	書跡・典籍		佐竹義和書「時習」	佐竹町	湯沢市
S 48. 2. 12	書跡・典籍		見聞雑話百物語	前森一丁目	個人
S 58. 4. 15 ほか	書跡・典籍		後藤逸女筆資料	川連町字野ほか	個人、湯沢市
H 7. 3. 1	書跡・典籍		法帖	字内館町	個人

H 16. 2. 12	書跡・典籍	稲庭古今事蹟誌	稲庭町字南ヶ沢	個	人
〃	書跡・典籍	夜籠雑談晰	佐竹町	湯	沢市
S 48. 2. 12	古文書	大町祭賑帳	大町	大町町内会	
S 58. 4. 15	古文書	大倉村物成並諸役相定条々及び諸勸進合判	駒形町字大倉	大倉	集落
〃	古文書	稲庭村物成並諸役相定条々及び諸勸進合判	佐竹町	湯	沢市
〃	古文書	宮田村物成並諸役相定条々及び諸勸進合判	三梨町字宮田	個	人
〃	古文書	三梨子村物成並諸役相定条々及び諸勸進合判	佐竹町	湯	沢市
〃	古文書	慶安元年大倉村検地帳	駒形町字大倉	個	人
〃	古文書	文化十年稲庭村検地帳	稲庭町字稲庭	個	人
〃	古文書	慶長十九年稲庭村検地帳	稲庭町字南ヶ沢	個	人
〃	古文書	慶長十九年大館村検地帳	川連町字麓	個	人
〃	古文書	御公用日記	稲庭町字稲庭	個	人
〃	古文書	高段稲荷修復願書	三梨町字京政	個	人
〃	古文書	稲庭うどん朱印状	稲庭町字稲庭	個	人
〃	古文書	天樹院様御用日記	佐竹町	湯	沢市
S 41. 6. 3	考古資料	高松長蓮寺跡の板碑	高松字上地	上地	集落
S 42. 5. 30	考古資料	山下孫継調査の遺物	高松字上地	湯	沢市
S 46. 3. 15	考古資料	阿弥陀堂境内の板碑	上関字鍋ヶ沢	個	人
S 51. 5. 7	考古資料	鍍田遺跡出土の遺物	秋田市金足鳩崎字後山	湯	沢市
S 61. 8. 1	考古資料	嘉暦元年碑	皆瀬字白沢	白沢	集落
H 11. 3. 24	考古資料	永和二年碑	二井田字掬上	二井田	集落
H 12. 10. 26	考古資料	応永七年碑	寺沢字田中	湯	沢市
〃	考古資料	嘉暦二年碑	寺沢字堀ノ内	個	人
〃	考古資料	暦応元年碑	寺沢字館堀	赤塚	神社
〃	考古資料	嘉暦元年碑	横堀字板橋	熊野	神社
〃	考古資料	川連遺跡出土土偶	上院内字小沢	湯	沢市
H 15. 3. 13	考古資料	建武元年碑	相川字岩ノ沢	個	人
〃	考古資料	建武二年碑	相川字中山	個	人
H 28. 3. 23	考古資料	素鈕梅柏双鳥文鏡	川連町字中久保	個	人
〃	考古資料	亀座鈕蓬萊松菊双鶴接嘴文鏡	川連町字中久保	個	人
S 39. 3. 26	歴史資料	湯沢絵図	内町	個	人
〃	歴史資料	川原毛硫黄山の制札	字内館町	個	人
S 46. 3. 15	歴史資料	麗沢舎教師の墓碑	大町一丁目	安乗	寺
S 50. 4. 5	歴史資料	八色八筋の旗	八幡字古館	八幡	集落
S 52. 3. 30	歴史資料	岩崎絵図	岩崎字寝連沢	個	人

S 58. 4. 15	歴 史 資 料	稲庭村郷絵図	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	三梨村絵図	三梨村字上久保	個 人
〃	歴 史 資 料	大館村絵図	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	与惣右衛門堰疏水碑	三梨町字上久保	京 政 集 落
〃	歴 史 資 料	稲庭うどん御用版木	稲庭町字小沢	個 人
〃	歴 史 資 料	川連漆器木地師関係文書	川連町字大館	個 人
〃	歴 史 資 料	岩崎藩主佐竹義理書「愛日廬」	川連町字大水口	個 人
〃	歴 史 資 料	後藤逸女頌徳碑	川連町字野村	龍泉寺、湯沢市
〃	歴 史 資 料	江州木地師関係文書	川連町字大館	個 人
〃	歴 史 資 料	旧川連村高橋利兵衛家文書	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	木地師関係文書	川連町字大館中野	個 人
S 62. 4. 10	歴 史 資 料	八口内尾張守の墓碑	秋ノ宮字内城	役内町内会
S 62. 12. 18	歴 史 資 料	佐竹南家関係資料一式	佐 竹 町	湯 沢 市
H 8. 12. 24	歴 史 資 料	門屋盛信、和田雙穂画賛	桑 崎 字 中 泊	個 人
H 29. 2. 6	歴 史 資 料	川向・畠等村境絵図	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	松岡銀山絵図	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	近松永和筆 院内銀山真景甲子春月図	佐 竹 町	湯 沢 市
〃	歴 史 資 料	近松永和筆 院内銀山鋪岡略絵図	佐 竹 町	湯 沢 市
R 5. 3. 2	歴 史 資 料	湯沢古城之図	内 町	個 人
R 6. 3. 1	歴 史 資 料	佐竹南家御屋敷絵図	内 町 ほ か	個 人
S 39. 3. 26	有形民俗文化財	湯沢凧		
S 44. 12. 19	有形民俗文化財	六日町の市神	山田字下六日町	六 日 町 集 落
S 47. 5. 29	有形民俗文化財	高倉案蔵作のまなぐ凧	吹 張 一 丁 目	湯 沢 市
H 17. 2. 17	有形民俗文化財	百万遍こけし仏	川連町字大館	大 館 集 落
S 39. 3. 26	無形民俗文化財	関口ささら舞	関 口	関口ささら舞保存会
S 47. 5. 29	無形民俗文化財	湯沢祇園囃子		湯沢祇園囃子保存会
S 48. 2. 12	無形民俗文化財	愛宕神社祭典「神渡行列並びに大名行列」		大名行列保存会
S 50. 4. 5	無形民俗文化財	切畑番楽	松 岡 字 切 畑	切畑番楽保存会
S 52. 3. 30	無形民俗文化財	高松番楽	高 松 字 上 地	高松番楽保存会
S 59. 8. 31	無形民俗文化財	板戸番楽	皆 瀬 字 板 戸	板戸番楽保存会
H 3. 3. 5	無形民俗文化財	鹿嶋まつり	岩 崎	末広町、栄町、緑町
H 12. 10. 26	無形民俗文化財	役内番楽	秋 ノ 宮	役内番楽保存会
S 39. 3. 26	史 跡	一里塚	湯ノ原一丁目	個 人
S 42. 5. 30	史 跡	湯沢城址	宇 古 館 山	湯 沢 市 外
S 46. 3. 15	史 跡	佐竹南家の塋域	内 町	個 人

S 50. 4. 5	史 跡	了翁禪師の経塚	八幡字前田	八幡集落
S 55. 2. 25	史 跡	松岡経塚遺跡	松岡字聖ヶ沢	個人
S 59. 3. 13	史 跡	御膳水	院内银山町	立石林業(株)
〃	史 跡	大切疎水道と御野立所跡	院内银山町	立石林業(株)
〃	史 跡	正楽寺跡	院内银山町	
〃	史 跡	鉾山分局跡	院内银山町	立石林業(株)
〃	史 跡	西光寺跡	院内银山町	
〃	史 跡	小関清水	院内银山町	立石林業(株)
〃	史 跡	院内番所跡	上院内字荒町	湯沢市
H 12. 10. 26	史 跡	小野城趾	泉沢字古館	湯沢市
〃	史 跡	門屋家墓所	院内银山町 共葬墓地 院内银山町 正楽寺跡	個人
H 15. 11. 26	史 跡	院内所預大山家墓所	上院内字小沢	信翁院
S 50. 4. 5	天然記念物	雲岩寺のシダレザクラ	相川字古館ノ下外	雲岩寺
S 56. 5. 22	天然記念物	風穴	関口字糸倉山	個人
S 59. 3. 13	天然記念物	院内银山のシダレザクラ	院内银山町	金山神社、立石林業(株)
S 59. 8. 9	天然記念物	競いのモミ	山田字上堂ヶ沢	最禅寺
S 62. 4. 10	天然記念物	千代世神社のホオノキ	秋ノ宮字川連	千代世神社
H 16. 2. 12	天然記念物	蟹沢のハイマツ	三梨町字蟹沢	個人
H 16. 2. 12	天然記念物	三梨のナシノキ	三梨町字古三梨	五ヶ村集落
H 19. 4. 13	天然記念物	赤塚白山神社のシダレザクラ	横堀字赤塚	社会福祉法人偕行塾
H23. 3. 13	無形民俗文化財	鹿島まつり	岩崎	末広町、栄町、緑町

5 被災情報に関する資料

(1) 火災・災害等速報要領

〔 昭 和 5 9 年 1 0 月 1 5 日
消防災第 2 6 7 号消防庁長官 〕

改正 平成 6 年 1 2 月消防災第 2 7 9 号、平成 7 年 4 月消防災第 8 3 号
平成 8 年 4 月消防災第 5 9 号、平成 9 年 3 月消防災第 5 1 号、平成
1 2 年 1 1 年消防災第 9 8 号、消防情第 1 2 5 号、平成 1 5 年 3 月
消防災第 7 8 号、消防情第 5 6 号、平成 1 6 年 9 月消防震第 6 6 号
平成 2 0 年 5 月消防応第 6 9 号、平成 2 0 年 9 月消防応第 1 6 6 号
平成 2 4 年 5 月消防応第 1 1 1 号、平成 2 9 年 2 月消防応第 1 1 号
平成 3 1 年 4 月消防応第 2 8 号、令和元年 6 月消防応第 1 2 号、令
和 3 年 5 月消防応第 2 9 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 4 0 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告を求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 2 1 日付消防災第 1 0 0 号）」、「火災報告取扱要領（昭和 4 5 年 4 月 1 0 日付消防防第 2 4 6 号）」、「救急車事故等報告要領（平成 6 年 1 0 月 1 7 日付消防救第 1 5 8 号）」の定めるところによる。

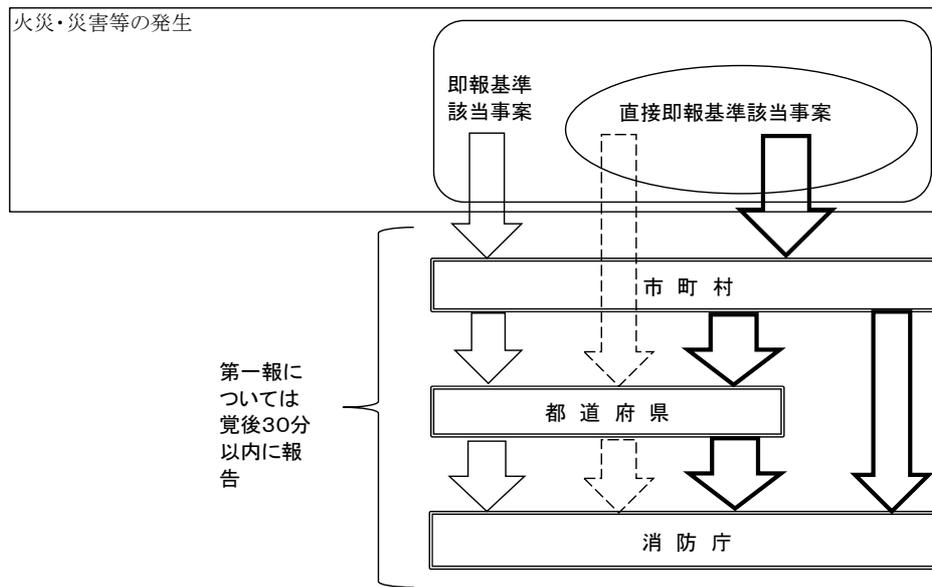
3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域に属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県

を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、わかる範囲でその第1報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（１）の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は（２）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

（１）様式

ア 火災等速報・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害お飛び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第１号様式、特定の事故については、第２号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ伝送システム、衛生車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告

を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡が取れるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1) から (4) までにかかわらず、災害等により、消防機関への通報が殺到した場合は、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等速報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当する恐れがある場合を含む。）について報告すること。

- (ア) 死者が3人以上生じたもの
- (イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- (ウ) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 構想建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

- c 大使館・領事館。国指定重要文化財又は特定違反对象物の火災
- d 特定違反对象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- c 船舶火災であって、社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス毒性ガス等漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内

の事故を除く。)

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関の通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガスなどの爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当する恐れがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故

- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当する恐れがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- (1) 武力事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当する恐れがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害

は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当する恐れがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ

(3) 危険物に係る事故(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

- (3) ハイジャックおよびテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5以上を記録したもの
(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

〈火災等即報〉

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請による応急活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況 b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」

を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物資で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて、**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応急活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生する恐れがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被爆者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素

剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容も併せて報告すること。

〈救急・救助事故・武力攻撃災害等即報〉

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

〈災害即報〉

4 第4号様式

(1) 第4号様式 - その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらの類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本

部等(以下「災害対策本部」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第 4 号様式(その 1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第 4 号様式 - その 2 (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入すること。ただし、被害額については省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概供欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種類	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出火場所					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所		出火原因			
死者数	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽傷 人	死者の生じた理由			
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積			
焼損程度	<table border="0"> <tr> <td>損傷頭数</td> <td> 全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟 </td> <td>計 棟</td> </tr> </table>	損傷頭数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計 棟	焼損面積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 m ²
損傷頭数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計 棟			
り災世帯数		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人		
救急・救助活動状況					
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別警戒区域	[レニアウト第一種、第一種、 第二種、その他]		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設 の区分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重 症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽 症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急・救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 器 材	
		事 業 所	自営防災組織	人	
			協働防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消防防災ヘリコプター	台 人		
		海上保安庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）	
	計 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）		
	不明 人			
救助活動の要否				
要援護者数（見込）		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、「救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。」

（注）第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所						発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟		
	119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況											
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 _____ _____ _____												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（災害状況速報）

都道府県				区 分			被 害
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現 在)		田	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
報告者名			畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
区 分		被 害		そ の 他	文 教 施 設	箇所	
					病 院	箇所	
					道 路	箇所	
					橋 り よ う	箇所	
					河 川	箇所	
					港 湾	箇所	
					砂 防	箇所	
					清 掃 施 設	箇所	
					崖 く ず れ	箇所	
					鉄 道 不 通	箇所	
人 的 被 害	死 者			被 害 船 舶	箇所		
	行 方 不 明 者			水 道	戸		
負 傷 者	重 傷			電 話	回線		
	軽 傷			電 気	戸		
住 家 被 害	全 壊	棟		ガ ス	戸		
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		人					
	半 壊	棟					
		世帯					
		人					
	一 部 損 壊	棟		り 災 世 帯 数	世 帯		
		世帯		り 災 者 数	人		
		人		火 災 発 生			
	床 上 浸 水	棟		建 物	件		
		世帯		危 険 物	件		
		人		そ の 他	件		
床 下 浸 水	棟						
	世帯						
	人						
非 住 家	公 共 建 物	棟					
	そ の 他	棟					

第4 救援に関する資料

1 救援の原則に関する資料

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日内閣府告示第229号
令和5年3月31日内閣府告示第37号 改正

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を定め、平成25年10月1日から適用する。

（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項及び各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適正な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

- イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力

- 攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり340円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- 二 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これを収容することができるとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- （1） 1戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務所費等の一切の経費として、6,675,000円以内とすること。
- （2） 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗品器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費は、1人1日当たり340円（冬季については別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数ものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに收容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文及び第3項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131上の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを收容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務所費等の一切の経費として、6,675,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に收容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法大54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,230円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得るこ

とができない者に対して行うものであること。

- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合において、季別は夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない

場合は、病院若しくは診療所、又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の搜索)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のため

の機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者については、死体の応急的処理程度のものを行うものであること
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺（付属品を含む）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信末端機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急処理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ移住することが困難である者に対して行うものであること。

2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに挙げる世帯以外の世帯 676,000円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等部教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

3 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用する者を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,800円

(2) 中学校生徒 1人当たり 5,100円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受ける恐れがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用、1体当たり3,500円以内とすること

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,500円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に挙げる支援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受ける恐れがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしても、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり138,700円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、

救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(2) 秋田県災害救助物資備蓄一覧

共同備蓄指定品目		(令和5年3月31日現在)									
品名	単位	県北地区	中央地区	県南地区	消防学校	鹿角	山本	仙北	雄勝	トイ 潟上	合計
アルファ化米 (白飯)	食	5,500	5,400	5,800	1,800	250	550	850	300	950	21,400
アルファ化米 (五目ご飯)	食	5,050	5,400	5,100	1,800	300	450	750	250	900	20,000
アルファ化米 (ドライカレー)	食	5,100	5,400	5,150	1,800	250	450	700	250	900	20,000
パン (真空パック)	食	15,216	13,056	16,224	5,184	384	3,000	2,904	1,104	2,928	60,000
アルファ化米 (白がゆ)	食	5,500	6,650	6,300	1,400	200	850	950	600	950	23,400
飲料水	L	44,302	28,704	42,624	12,096	1,248	3,072	6,768	864	7,776	147,454
粉ミルク (育児用)	g	4,320	4,320	4,320	3,024	864	2,160	3,456	1,296	2,160	25,920
粉ミルク (フォローアップ用)	g	2,688	2,688	2,688	1,792	896	896	2,240	896	1,344	16,128
粉ミルク (ミルクアレルギー用)	g	783	783	783	522	174	348	609	261	435	4,698
ほ乳瓶 (耐熱ガラス)	本	12	25	12	15	8	8	12	8	10	110
毛布	枚	7,630	8,080	10,910	2,620	430	810	900	560	560	32,500
石油ストーブ ※1	台	70 (70)	80 (80)	101 (101)	100 (50)	5 (5)	9 (9)	9 (9)	6 (6)		380 (330)
非常用トイレ (便袋)	回	59,000	72,000	84,000		3,000	5,700	6,300	3,900		233,900
トイレトーパー	巻	2,304	2,208	960	480	240	240	240	240	480	7,392
紙おむつ (大人用)	枚	2,028	780	1,040	2,080	104	104	104	104	520	6,864
紙おむつ (乳幼児用)	枚	728	728	904	728	728	728			728	5,272
生理用品	枚	3,010	1,290	1,290	2,580	860	860	860	860	860	12,470
自家発電機	台	47		62	40	3	5	5	3		165
投光器	台	94		126	101	6	10	10	6		353
コードリール	台	94		124	80	6	10	10	6	6	336
燃料タンク	個	142		188	120	8	14	14	9		495
タオル	枚	9,500	8,000	12,000	100	500	900	900	600		32,500
給水袋	個	800	1,800	700	500	50	100	150	100		4,200
医薬品セット	個	31	40	44	16	3	10	5	9	8	166

その他の品目

(令和5年3月31日現在)

品名	単位	県北地区	中央地区	県南地区	消防学校	鹿角	山本	仙北	雄勝	トレイ 湯上	合計
使い捨てほ乳瓶	本	90	230	230							550
タオルケット	枚				1,528						1,528
鍋	個				50						50
やかん	個				110						110
メリヤス	着				400						400
肌着(紳士用)	組			1,560	1,000						2,560
肌着(婦人用)	組			1,560	1,000						2,560
肌着(子供用)	組			480	1,000						1,480
避難生活用品セット	組	1,840	3,200	100							5,140
災害用敷マット	枚	1,900	3,200	1,900							7,000
安全ろうそく	個	380	640	380							1,400
長靴	足	80	120	80							280
防水シート(大)	枚	250	200	250	300						1,000
防水シート(小)	枚	250	300	250	200						1,000

※1 石油ストーブの()内の数字は、共同備蓄指定品目の指定規格に換算後の数量
(反射式2台=対流式(指定規格)1台に換算)

2 収容施設の供与に関する資料

(1) 指定避難施設一覧

令和6年11月20日現在

番号	施設				収容人数		非常用電源の有無	種別	保有設備						
	名称	所在地	連絡先		屋内(人)	屋外(人)			トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ
			電話	FAX											
1	湯沢市立湯沢東小学校	杉沢新所字八斗場33番地	0188725125	0188725126	800	10,685		小中学校	○		○		○		
2	湯沢市立湯沢西小学校	字万石26番地	0188725150	0188722681	808	7,000		小中学校	○	○	○	○	○		
3	秋田県立湯沢翔北高等学校	湯ノ原二丁目1番1号	0188785200	0188732800	675	9,731		高校	○		○		○		
4	南部文化交流センター	千石町二丁目4番8号	0188735396	-	257			公共施設	○		○				
5	湯沢市総合体育館	字沖鶴140番地	0188726500	0188726556	2,461		○	公共施設	○	○	○	○	○		
6	湯沢市文化交流センター	字沖鶴69番地5	0188739690	0188734823	231			公共施設	○		○		○		
7	湯沢市立山田小学校	山田字土生原52番地	0188733016	0188723834	587	10,816		小中学校	○		○				
8	湯沢市立山田中学校	山田字下箱10番地	0188733017	0188723017	508	8,258		小中学校	○		○				
9	日三関小学校	関口字短量68番地	0188732326	0188738800	525	5,166		小中学校	○		○		○		
10	湯沢市立湯沢南中学校	南台6番1号	0188735145	0188721184	736	13,075		小中学校	○		○				
11	湯沢市立湯沢北中学校	杉沢新所字八斗場33番地	0188725127	0188725128	1,261	11,444		小中学校	○		○		○		
12	湯沢市ふるさとふれあいセンター	岩崎字徳連沢9番地4	0188732904	0188732904	342			公共施設	○		○		○		
13	湯沢市鶴野地区センター	金谷穂ノ口123番地	0188732718	0188732718	356		○	公共施設	○		○		○		
14	日須川小学校	相川字須川119番地7	0188732521	0188586020	515	6,400		小中学校	○		○		○		

15	湯沢市高松地区センター	高松字上地6番地2	0183793370	0183793370	1,488	2,365	○	○	○
16	旧湯沢テニスコート	千石町二丁目35番地2	-	-		1,274			
17	西田町街区公園	田町二丁目3番	0183732111	0183722299		900			
18	平清水街区公園	表町四丁目7番	-	-		500			
19	古館街区公園	古館町地内	-	-		1,200			
20	石名塚街区公園	千石町二丁目4番	-	-		650			
21	清水町街区公園	清水町四丁目地内	-	-		500			
22	西新町街区公園	清水町一丁目地内	-	-		600			
23	松沢街区公園	西愛宕町1番	-	-		1,300			
24	西松沢街区公園	千石町三丁目5番	-	-		1,100			
25	中川原南街区公園	清水町五丁目地内	-	-		600			
26	湯沢市ヘルシーパーク	字沖鶴110番地	0183726500	0183726556		8,523			
27	関口街区公園	関口字関口地内	-	-		800			
28	寺沢街区公園	若葉町地内	-	-		650			
29	元清水東街区公園	元清水一丁目地内	-	-		1,250			
30	元清水西街区公園	元清水二丁目地内	-	-		1,150			
31	新所街区公園	杉沢新所字八幡山地内	-	-		850			
32	杉沢街区公園	杉沢字野々沢地内	-	-		1,000			
33	岩崎街区公園	岩崎字岩崎地内	-	-		500			
34	成沢街区公園	成沢字埴端地内	-	-		700			
35	旧福庭小学校	福庭町字琵琶倉24番地	0183432002	0183432134	372	6,021	○		○
36	旧三梨小学校	三梨町字清水小屋244番地	0183422503	0183422603	180	4,846	○		○

(2) 福祉避難所候補施設の概況

(令和6年4月1日現在)

区分	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	障がい者施設	老人福祉総合エリア	計
施設数	2	4	10	4	1	21

(3) 宿泊施設の概況

(令和6年4月1日現在)

地域	駅周辺	岩崎	泥湯温泉	高松	川連	小安峡温泉	横堀院内	秋ノ宮温泉郷	計
施設数	7	1	2	1	1	14	3	5	34

3 食品の供与及び飲料水の供給に関する資料

(1) 近隣市町村別学校給食施設の概況

令和4年5月1日現在

区分	共同調理場		単独校調理場	
	数	供給食数	数	供給食数
横手市	4	5, 375	0	0
湯沢市	1	2, 428	0	0
羽後町	1	850	0	0
東成瀬村	1	130	0	0
合計	7	8, 783	0	0

(2) 近隣市町村別水道施設の概況

令和4年5月1日現在

区分	上水道	簡易水道		専用水道	小規模水道	合計
		公営	その他			
横手市	1	0	0	7	0	8
湯沢市	2	22	0	4	10	38
羽後町	1	0	2	0	6	9
東成瀬村	0	1	0	0	0	1
合計	4	23	2	11	16	56

(3) 近隣市町村が保有する給水機材一覧

令和4年5月1日現在

区分 市町村	給水タンク (トラック積載型等)				給水用 ポリ容器					給水タンク等運搬用トラック (台数)
	m ³ 2.00	m ³ 1.50	m ³ 1.00	m ³ 0.50	ℓ 20	ℓ 18	ℓ 10	ℓ 10	ℓ 6	
横手市	11	2	1	12	30	200	500		2,000	3
湯沢市	3	0	1	18		150	200	300	4,200	2
羽後町	0	0	0	4	80			50		0
東成瀬村	2	0	0	5			50			1
合計	16	2	2	29	110	350	550		6,200	6

4 埋葬・火葬に関する資料

(1) 近隣市町村別火葬場一覧

市町村	名称	所在地	管理部署	炉数
横手市	東部斎場	横手市前郷字元判場76	横手市環境課	3
	南部斎場	横手市増田町増田字竹原道下94	〃	3
	西部斎場	横手市雄物川町薄井字抱合65	〃	2
湯沢市	火葬場	湯沢市字沼樋129	湯沢雄勝広域市町村圏組合	2
合計				10

(2) 近隣市町村が設置する墓地

市町村	施設名	所在地	管理者(部署)
横手市	前郷墓園	横手市前郷元山	横手市市民課
	傾城塚墓園	横手市平鹿町浅舞字横手街道北135-1	〃
	相野々墓地	横手市山内平野沢字北相野々12	〃
	軽井沢墓地	横手市山内土淵字軽井沢51	〃
湯沢市	湯沢市墓地公園	湯沢市字金堀沢山	湯沢市都市計画課
羽後町	下川原墓地	羽後町西馬音内字下川原地内	羽後町生活環境課
	柏原墓地	羽後町大久保字柏原地内	〃
	雀田墓地	羽後町貝沢字雀田地内	〃
	荒町墓地	羽後町新町字新町地内	〃

第5 安否情報に関する資料

1 安否情報の収集・提供に関する資料

- (1) 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について
(平成18年4月3日消防国第13号消防庁国民保護・防災部長通知)

写

消防国第13号

平成18年4月3日

各都道府県知事 殿

消防庁国民保護・防災部長

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答に手續その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について（通知）

消防庁においては、国民保護法第94条から96条までに定める安否情報事務を円滑かつ適切に実施する方策やそのための安否情報システムの構築について、「武力攻撃事などにおける安否情報のあり方に関する検討会」において、有識者及び関係省庁などと検討してきたところであり、報告書を別紙1のとおりまとめました。消防庁では本報告書に沿って、国及び地方公共団体が安否情報事務の具体的な運用体制の整備を図ることが適切であると考えておりますので通知します。

そのため、必要な省令改正として、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」（平成18年総務省令第50号。以下「安否情報省令」という。）を制定し、一部を除き本年4月1日に施行されましたので、別紙2のとおり送付します。

また、安否情報省令の施行を踏まえ、安否情報の収集及び回答に係る留意事項の詳細について別添のとおり通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(2) 「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」

(平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号)
(平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 50 号)
最終改正：平成 27 年 9 月 16 日総務省令第 76 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 25 条第 2 項及び第 26 条第 4 項（これらの規定を同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 百条において準用する場合を含む。）を規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第 2 条 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 25 条第 2 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては、認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第 3 条 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。事情において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項

(令第52条において準用する買を含む。)に規定する安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔地の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話、その他の方法によることができる。

- 2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用者に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書きの場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が切迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うこ

とができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)	第25条第2項
---	---------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成16年総務省令第69号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号)	第2条及び第3条
---	----------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表する子おとについて、同意するかどうか○で囲んでください。	回答を希望しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれに類するものをさします。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	負傷 非該当
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要な情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれに類するものをさします。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市長 村長)		年 月 日
申 請 者 住所 (居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を紹介します。		
照会する理由 (○を付けてください。 ③の場合、理由を記入願 います。	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要な情報		
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生時の年月日」欄は年号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(別添)

第1 安否情報の収集方法について

地方公共団体の長は、やむを得ない場合を除き、避難住民及び負傷した住民の安否情報については様式第1号の収集様式により、死亡した住民の安否情報については様式第2号の収集様式により情報を収集することとする。その際、別紙3の記入例を参考とし、適切に安否情報が収集できるよう住民に対し周知などを行うものとする。

この場合、負傷した住民等、死亡した住民については警察等の積極的な協力を得て、情報を収集することとし、あらかじめ、地方公共団体の長、病院、警察との間において、連携方策について、十分協議しておくことが適当である。

第2 安否情報の照会における照会者の本人確認について

- (1) 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、紹介者にし、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等）を照会窓口において提出させることとする。
- (2) ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電子メール、FAX、電話等の方法により照会があった場合においては、回答する主体となる総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法により本人確認を行うことができることとする。
- (3) (2) の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が、安否情報省令第3条第3項及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照会を行うこととする。
- (4) なお、これらの本人確認には相当の時間と事務負担を要することから、(1)の方法により窓口において照会することを原則とし、その旨住民に周知を図るものとする。

第3 安否情報の提供について

総務大臣は都道府県知事から報告を受けた安否情報を、全ての都道府県知事及び市町村の長が安否情報の照会に回答することを可能にするため、安否情報システムを活用し、照会に対する回答に必要な情報を都道府県及び市町村の長に対し、提供を行うこととする。

第4 その他の留意すべき事項について

1 安否情報システムの構築について

消防庁においては、安否情報の収集及び提供を効率的に行うため、平成18年度において安否情報システムを構築し、平成19年度より運用を開始する予定である。

そのため、平成18年度中の運用については、既存の通信手段・方法を用いて行うものとする。

このため、安否情報システムの構築が前提となっている安否情報省令第五条については、施行期日を平成19年4月1日としている。

2 安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受について

安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受については、今回、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省第48条）」を改正し、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」第3条第1項に基づき、電子情報処理組織を活用して行うことができることとした。

併せて、安否情報システムについては、セキュリティ対策を十分に講じることとしていることから、個人情報保護条例におけるいわゆる「オンライン禁止規定」には当たらないと考えられる。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（2000年 3月24日15時30分）

① 氏名	消防太郎
② フリガナ	ショウボウ タロウ
③ 出生の年月日	昭和55年 8月 5日
④ 男女の別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	100-8927 東京都千代田区霞が関〇〇
⑥ 国籍	日本 <input checked="" type="radio"/> その他（〇〇〇〇〇）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	<input checked="" type="radio"/> 負傷 <input type="radio"/> 非該当
⑨ 負傷疾病の状況	重症（左足を骨折 全治2か月）
⑩ 現在の居所	〇〇病院（東京都千代田区虎ノ門〇〇）
⑪ 連絡先その他必要情報	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は〇を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は〇で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者から照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか〇で囲んで下さい。	<input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（2000年 3月24日15時30分）

① 氏名	消 防 花 子
② フリガナ	ショウボウ ハナコ
③ 出生の年月日	昭和55年 7月29日
④ 男女の別	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	100-8927 東京都千代田区霞が関〇〇
⑥ 国籍	<input checked="" type="radio"/> 日 本 <input type="radio"/> その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	2000年3月23日〇〇駅ホーム 爆発により死亡
⑨ 遺体が安置されている場所	〇〇病院（東京都千代田区虎ノ門〇〇
⑩ 連絡先その他必要情報	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第94条1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。
また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名	消 防 次 郎	連絡先	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
同意回答者住所	東京都千代田区霞が関〇〇	続柄	父

（注 5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

〈記入要領〉（様式第1号、様式第2号）

- 1 外国人であって、氏名をフリガナ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未記載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とか当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安派の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

湯沢市国民保護計画

資料編

令和7年2月改定

(平成19年3月策定)

〈編集・発行〉秋田県湯沢市総務部総務課総合防災室

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-55-8250

FAX 0183-73-2117

E-mail bousai@city.yuzawa.lg.jp